

## 第4章 技術移転と事業終了後のモニタリング

### 1. 技術移転

#### (1) 現地での技術指導

無償資金協力事業では、事業の実施を通じ、発注者(被援助国)に対し、関連業務を履行すると同時に同業務に関わる技術を副次的に移転し、今後の円滑な実施や自立発展性を促す要素もあります。

また、発注者(被援助国)のより確実な自立発展性を促すために技術指導が必要と判断される案件については、コンサルタント契約における業務の一部として、それらをソフトコンポーネントとして含めることができる制度も導入されています。詳細は「ソフトコンポーネントガイドライン」を参照下さい。

#### (2) カウンターパート研修

技術移転を図るにあたって、発注者(被援助国)のカウンターパートに対する日本での研修をJICAの研修事業(無償資金協力事業とは別案件)として検討する場合があります。

カウンターパートに対する研修内容の検討や実施にあたっては、当該案件を担当し現地事情、技術レベル等に習熟しているコンサルタントや契約業者が中心となることが効果的であり、研修日程検討、研修先のアレンジについて、コンサルタントや契約業者に支援をお願いすることがありますので、その際にご協力願います。

なお、研修員受入に係る諸経費は以下のとおりです。

- 1) 渡航経費：JICA負担(順路直行航空賃)
- 2) 滞在経費：JICA負担(JICA規定による)
- 3) 研修委託経費：JICA負担。JICAが毎年度定める研修基準単価。実習費など特別な経費が必要となる場合はJICAにて検討します。